

船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第45号	
事故等名	貨物船第六十一龍丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年9月26日14時00分ごろ	
発生場所	福島県いわき市久之浜港第1岸壁 (久之浜港沖西防波堤灯台から真方位273° 0.14海里) (北緯37° 08' 51.5"、東経141° 00' 07")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月18日 仙台・地方事故調査官が、海難報告書を精査し、 同月25日船舶所有者から損傷状況に関する資料入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	貨物船 第六十一龍丸 499トン	
船舶番号	132679	
船舶所有者	西日本タンカー株式会社	
乗組員等に関する情報	船長 四級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損傷	4翼一体型プロペラ全翼に曲損	
事故等の経過	本船は、砂利1,500トンを積載し、船首3.8m、船尾4.8mの喫水をもって、福島県いわき市久之浜港第1岸壁を離岸操船中、平成20年9月26日14時00分ごろ、船尾船底に衝撃を感じた。その後、上架したところ、4翼一体型プロペラ全翼に曲損を発見した。 当時、天候は曇で、風速4.2m/s の北北東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、潮位が14時00分に1.23m、15時00分に1.26mであった。 また、同港第1岸壁付近の水深は、海上保安庁刊行の海図W1415によれば、最浅部で2.2m、最深部で4.2mであった。	
分析	気象・海象の関与 なし 乗組員等の関与 あり 船体・機関等の関与 なし 判明した事項の解析 本船は、久乃浜港岸壁付近の水深の調査を十分に行わなかった可能性があると考えられる。	
原因	本事故は、本船が、水深の調査を十分に行わなかったため、船底が海底に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	